

JDAT ロゴマーク取扱要綱

1 趣旨

JDAT (Japan Dental Alliance Team：日本災害歯科支援チーム) のロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用を促進することで、JDAT を広く内外に広報するとともに、災害時の歯科医療救護活動や被災者への歯科支援活動等を迅速に効率よく行うため、ロゴマークの使用等に関する必要な事項を定める。

2 使用申請

ロゴマークを使用する場合には、メールに必要事項（使用目的、使用内容、使用期間）を記載の上、使用イメージがわかる資料と併せて、公益社団法人日本歯科医師会（以下「日本歯科医師会」という。）地域保健課（chiiki-info@jda.or.jp）に提出すること。使用用途が次のいずれかに該当する場合は、ロゴマークの使用を認めない。

- (1) 他者の財産、プライバシー等を侵害するもの、又は侵害する恐れのあるもの。
- (2) 他者に不利益、損害を与えるもの、又はその恐れのあるもの。
- (3) 公序良俗に反するもの、又はその恐れのあるもの。
- (4) 営業活動、営利のみを目的とするもの、又はその準備を目的とするもの。
- (5) 他者の名誉、信用を毀損するもの。
- (6) その他、法律、法令、条例に違反するもの、又はその恐れのあるもの。
- (7) 政治活動、選挙運動、宗教的活動又は思想的主張に関するもの。
- (8) 自己の商標又は意匠に相当するものとして独占的に使用するもの。
- (9) その他、日本歯科医師会がロゴマークを使用させることが不適当と認めるもの。

3 使用承認の取消し

次のいずれかに該当する場合は、ロゴマーク使用の承認を取り消す場合がある。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により承認を受けた場合。
- (2) 正当な理由がなく、申請と異なる内容で使用した場合。
- (3) 法令に違反した場合。
- (4) その他、日本歯科医師会が不適当と認めた場合。

4 申請を必要としない使用

次のいずれかに該当する場合は、申請なくロゴマークを使用することができる。ただし、この場合であっても、「2 使用申請」に定める基準に適合しない場合に限り使用することができる。

- (1) 日本災害歯科保健医療連絡協議会参画団体及びその傘下団体・会員が使用する場合
- (2) 国及び地方公共団体が使用する場合

- (3) 報道機関が報道目的で使用する場合
- (4) その他、日本歯科医師会が承認を必要としないと認めた場合

5 損害賠償

- (1) 日本歯科医師会は、ロゴマークを使用したことに起因する損害について一切の責任を負わない。
- (2) 申請者及び申請なくロゴマークを使用できる者（以下「申請者ら」という。）が、ロゴマークの使用に際して故意又は過失により日本歯科医師会に損害を与えた場合は、これによって生じた一切の損害を賠償しなければならない。

6 権利

- (1) ロゴマークに関する一切の権利は、日本歯科医師会に帰属する。
- (2) ロゴマークは日本歯科医師会で商標登録を出願中である。

7 合意管轄

日本歯科医師会と申請者らとの間に紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

8 その他

この要綱に記載された事項以外について取り決める必要が生じた場合は、日本歯科医師会の判断により決定する。

附則

この要綱は、令和6年5月9日から施行する。